

江戸の手習い・人づくり

——江戸庶民の人間教育に学ぶ——

【第33回】 頼杏坪 『勸孝諭俗要言』を読む

立正大学社会福祉学部講師、学術博士（金沢大学）、往来物研究者 小泉 吉永

二〇二〇年十月末に発見された『勸孝諭俗要言』。その刊記には「運甕居版」と明記されており、三次のみならず備後国で出版された往来物が確認されたのは今回が初めてです。そこで、今回から数回にわたって、頼杏坪の往来物に迫りたいと思います。

知る人ぞ知る、三次市立図書館の往来本（往来物）コレクション六一二冊。京都の平井右平氏が大戦中に疎開した縁で三次町に寄贈され、図書館設立の契機となった。天下の孤本も多く、極めて貴重なコレクションだが、残念なことに三次由来の往来物は含まれていない。

さて、拙宅と三次市立図書館をインターネットで接続して行う講座「おとなの寺子屋」を二〇一八年秋から実施してきたが、受講生の有志が地元

の往来物を探し続けてきた。その願いが天に通じたのか、昨年十月末、三次板の『勸孝諭俗要言』を手に入れた。刊記に「文政己丑之秋日、運甕居版」とあり、文政十二年（一八二九）に運甕居（三次市に現存）で出版されたものである。頼山陽の叔父で儒学者の頼杏坪の著作で、運甕居は杏坪が三次町奉行時代（文政十一年秋～文政十三年閏三月、杏坪七十三～七十五歳）に住んでいた役宅だから、本書は三次で編まれ三次で出版された、紛れもない三次の往来物である。

すでに、杏坪作の往来物として『諭俗要言』と『食禄箴』が知られていたが、『勸孝諭俗要言』は『諭俗要言』とは全くの別内容であり、管見の限り、本書に言及した文献は皆無だから、本記事

が初公開となる。一言でいえば、『勸孝諭俗要言』は、『孝経』庶人章第六の「用天之道、分地之利、謹身節用、以養父母。此庶人之孝也（天の道を用い、地の利を分ち、身を謹み用を節し、以て父母を養う。此れ、庶人の孝なり）」の一文と、それを解説した和訳からなる往来物である。庶人章の四句十六字を杏坪はいかに敷衍したのか、「和訳」の要旨を現代語訳してみよう。

これは、古の大聖人孔子が説かれた『孝経』のうち、庶民が行うべき孝行を教えた文章である。「天の時を用いる」とは、農作物の植え付け・収穫にはそれぞれ時節があるので、予め準備をして時期を逃すなということ。わずかに時期を逃せば収穫量も違ってくるので、決していい加減にしてはならない。「地の利に因る」とは、作物には適した土があるので、土地の高低や乾湿など最適な条件を考えて作れということ。土地に適さない作物は労多くして益が少ない。「身を謹む」とは、我が身は親から頂いたもの（父母の遺体）だから、万事慎み深く、お上の御法度を守り、行儀正しくせよということ。我が身を傷つけ、行いを汚して親を辱めることは、親不孝の極みだ。どうして謹まずにいられようか。「用を節する」とは、自分の衣服や飲食をはじめ万事に儉約を心懸け、出費を抑えよということ。決して世間の華美な風潮に染まってはならない。「以て父母を養う」とは、天の時を用い、地の利に即して農業を勤めれば収

穫も増え、身を謹んで用を節にすれば、常に余裕があつて生活が豊かになるから、それによって父母を養えば、親も必ず安楽に過ごせるといふことで、これが庶民や民百姓の孝であるといふ聖人の有難い教えである。この四句十六字を朝夕心に念じて忘れぬようにせよ。家業怠慢や不身持ちで先祖伝来の財産を失い、親の衣食も乏しく、家内離散に至る者、また、強欲・強情や身勝手から他人

を害し、親兄弟をいたわらず、裁判沙汰やトラブルを起こし、甚しきは御法度に背くなど、親の心を苦しめ、先祖を辱める大不孝者は、すべて聖人の教えを知らないからで、不憫なことである。だから、以上の言葉をあまねく示し与えるのである。これを読んで信じる者は早く善に移り、過ちを改めて、望ましい人となるだろう。善人や孝子となつて世に誉められ、天地・神仏から守護され

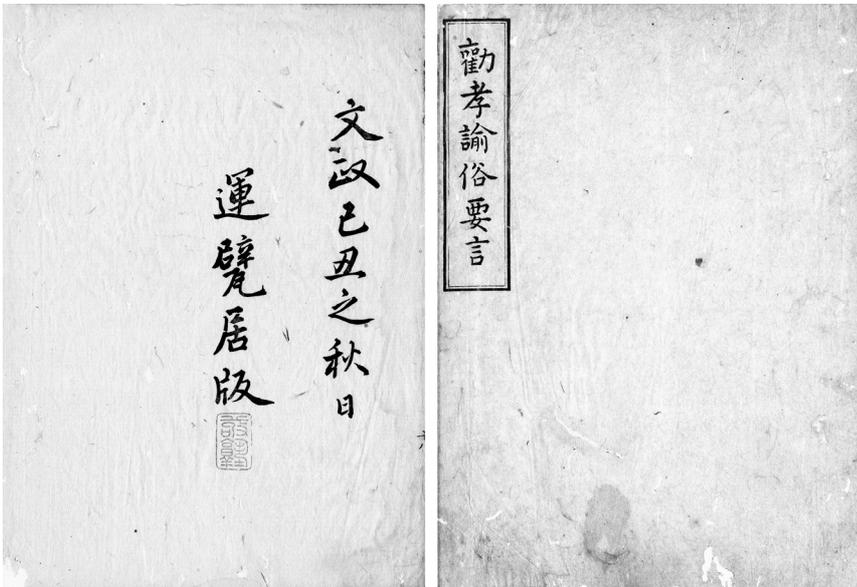
るのも、凶悪・不孝の者となつて、世に憎まれ国の罪人となつて、天地・神仏に見捨てられるのも、一人一人の心次第である。十分に考え弁えるべきことではないだろうか。

本書は杏坪七十四歳の著作だが、次回は六十二歳の著作『論俗要言』を紹介する。

運甕居全景（三次市立図書館提供）。



『勸孝論俗要言』表紙と刊記。



『勸孝論俗要言』本文冒頭（第1丁袋綴じ展開）。

